

第十六回 参議院文部委員会會議録第十八号

昭和二十八年八月四日(火曜日)午後三時四分開会

事務局側

委員の異動

八月三日委員相馬助治君、高田なほ子君及び山縣勝見君辭任につき、その補欠として上條愛一君、成瀬肇治君及び上原正吉君を議長において指名した。本日委員飯島連次郎君及び上條愛一君辭任につき、その補欠として高木正夫君及び相馬助治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
荒木正三郎君

委員

上原 正吉君
大谷 實雄君
大野木秀次郎君
飯木 亨弘君
谷口弥三郎君
吉田 萬次君
高木 正夫君
高橋 道男君
安部キミ子君
成瀬 肇治君
相馬 助治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部省社会
教育局長 寺中 作雄君

常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 工藤 英司君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件
○青年學級振興法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員會を開会いたします。青年學級振興法案を議題といたします。本法律案は、去る七月の三日に提案理由の説明を聞いております。質疑は本日が初めてであります。質疑に入りますに、お諮りいたします。一、一括して行きますか、質疑を一緒に一括して行きますか。その点について一応お諮りいたします。

○鈴木亨弘君 一括質問ということにして、逐条質問を含めて。
○委員長(川村松助君) 一括、逐条一括して質問することに御異議ございませんか。
○委員長(川村松助君) それではそのように決定いたします。

○委員(川村松助君) それではそのうち、質疑のあるかたは質疑を願います。
○相馬助治君 政府が青年學級振興法案を出した意図は、よく我々にも了解されるのですが、特に日本の現実から推して、學費の乏しいいわゆる勤勞青年の教育ということが、一方では青年學級というふうなものによつてなされ、

又一方においては定時制というふうな教育の方法をとり、或いは又各般の公民館、図書館等を通じての社会教育の面でこれを補つて行こうというこゝとは、もう常識だと思ふのです。で、現政府が、特に本年度予算に關しましても、定時制のための費用というものは、最初の文部省の意気込みにもかかわらず、大蔵省その他との交渉の結果、あのようなことに落着いたものであらうと思ふますが、如何に日本の財政が窮乏しているとは言へ、これら勤勞青年に對して特に今はつきり法制化されて定時制教育等についての費用も非常に少いことは、本委員會で問題になつた通りです。そこで私は、この青年學級振興法案というふうな、極く小部分の單獨立法を政府がするのでなく、これらを含め、定時制等をも含めて、もつと本格的な立法の措置に譲るべき段階であつたらうと思ふのであります。にもかかわらず、この青年學級振興法案を出すに到つた文部省の意図並びにこれが経緯について、ここに局長がお見えのようだから、かなり詳細に承わりたいと思ふ存じます。

○政府委員(寺中作雄君) お話のように、勤勞青年の教育の方法といたしましては、定時制高等学校の方法が、あります。また、実際の現状といたしまして、青年の自主的学習組織としての青年學級が実情として非常に活潑な活躍をしておるのであります。それらを含めた法的措置、或いは改正措置を必要とするという御意見でございますが、

が、この定時制高等学校につきましても、現在これは学校教育法に根據を置くものでございまして、その財政措置といたしましては、これは大体県の事業として行われ、それに対する平衡交付金の形で、国がこの教育の援助をしていられるという形になつております。外面から見ますと、定時制高等学校には、政府として何もやつてないといふふうな感じをお持ちかも知れませんが、平衡交付金の面から言いますと、数十億の金がそのほうに行つているのであります。又勤勞青年教育、定時制による勤勞青年教育振興のため、設備費の補助といたしまして、千数百万円の補助金を年度の予算に計上をいたしておるのでございます。そういう意味で定時制に對しては、或る程度の配慮を払つておるのであり、何といたしましては義務教育と違ひまして、やはり高等学校の教育でありますから、果の段階においてできるだけ活潑な振興を期するという形でその援助をいたしておるわけでありまして、一方青年學級のほうは、これは何ら現在のところ法的措置を持つておりません。その学習組織に加わる者は、定時制の高等学校にも行けないようなもので、そのような生活の或いは経済的事実がある者に対する施設であります。これが現状として相當の実績を挙げておるにもかかわりませず、財政的な關係から非常に仕事に困難であるといふ実情におきまして、これに對する国庫助成をやる必要があると認め、そ

れに對する法的措置をいたしたいと考へたのがこの青年學級振興法案でございます。そういう意味でこれを一つの法律で、或いは一つの方針でその定時制と青年學級を援助するということも考へられます。ところが、定時制の場合には少くとも法的措置がすでになつておつて、又その財政的な中心は平衡交付金に置かれておるという事情があります。これに比しまして、青年學級は何ら法的措置がない。そして現在相當獎勵する心を認める段階にありまして、これは平衡交付金でなくして、獎勵補助金を交付する必要があるという意味からいたしまして、これは行政的に見て相當性格が違ふのであります。そういう意味で、又その仕事の内容といたしまして、定時制高等学校は学校教育の範疇であり、青年學級は社会教育の範疇であります。そういうこともございまして、やはりこれは別個に法的體系を立て、又援助の方式も別個の方式でやる必要があるのではなからうかという意味におきまして、青年學級の法制化を政府で提案いたしておるような次第であります。

○相馬助治君 文部省の本法案の趣旨は説明の限りにおいて了解されますが、私が聞いておりますことは、一方が社会教育の面であり、一方が学校教育の面であるから、當然立法措置として別個のものをこの段階でとりざるを得なかつたということについては全く同感です。ただ私が問題にしたことは、定時制教育の問題についても、今

局長の説明によれば、特に教員給その他設備に連関しての問題は平衡交付金の中に財政需要として見込まれているから、一千何百万かの今度の文部省の一般当初予算に盛った金額は、少くともかなりこれは考慮が払われているという趣旨ですけれども、これは御承知のように平衡交付金は政治的には今ほとんど逐年増えたりしますが、日本の正しい財政の在り方から言へば、平衡交付金というものは逐年減らして行くべき筋になつて来ていると思うのです。そこでそういう基本的な立場からこの定時制の教育の問題というのは当然考えられなければならない筋のものであらうと私もは考へてゐるわけですが、ところが私が聞きたいことは、それらの定時制教育の問題については、衆議院の中川君ほか何名から提案されております。それから青年学級振興法案については、政府当局がこれを立案して本院の審議の対象となつております。法体系の上から二つを一緒にしつゝ、これを私は言つておるのではなく、財政需要の面から見て政府は当然これを一連のものとして考へるべきものであつた、もつと率直に言ふならば、定時制教育の振興法案も政府みずからの責任において提出すべき筋じやなかつたか、而もその問題と青年学級振興法案とは法体系の上は別であるが、財政の面からは一連の関連において一つの計画を持つて本院にその審査を委ねるということが至当ではなかつたか、にもかかわらず、一方を、即ち定時制の問題を政府の責任において立案することなく、青年学級振興法案を出して来た理由は何なのだ、こういうことを私は具体的に尋ねてゐるのです。

○政府委員(寺中作雄君) 主として定時制高等学校に対する奨励方策として、財政措置の方策として政府が余り努力ができていないということに對するお尋ねと思いますが、この定時制高等学校の経費の主要なる部分は教員給でございますが、これは従来の法律では教員給四割補助ということになつておりまして、それが平衡交付金に切替はれたときにすべてその中へ標準需要額を入れまして平衡交付金にいたしたわけでありまして、それを現在の教員給の基準又教員数の基準で以て平衡交付金の中にある定時制高等学校の助成金を計算いたしますと、大体五十八億くらいになるのでありまして、それだけの金が平衡交付金の中に計算をせられておる。即ちそれは国家補助金で国庫負担金として出されておるのでありますから、この面を平衡交付金から取出して、そうして奨励補助金の形で別に打立てるといふことをすることが定時制高等学校の奨励策として必要であるという意見も相当あるものであります。そういうことになりまして、平衡交付金制度全体の非常に重大な、他の行政事務にも影響を及ぼす根本的な財政の問題になるわけで、単にこの定時制の問題だけを契機といたしまして物事を措置するといふことは、いろいろ影響があつて簡単には參らないという事情にあると思つております。定時制高等学校のみならず全日制高等学校の経費も県の標準需要額の中にはあるわけであります。それらのものとのお混みからいたしまして、いろいろ財政的な複雑な問題が起つて来るのであります。それは地方財政、国家財

政全体の、いわゆる大きな財政改革をする機会にこれをやる、定時制高等学校の關係からだけ法的措置をやるということとは今時機ではないという意味におきまして、平衡交付金の關係はそのままにいたして、単に設備費の補助の形において定時制高等学校の振興を期しようという政府としての一応態度をとつておるわけであります。それでありまして、その設備補助というところで参ります。青年学級の關係はこれは平衡交付金として恒久的な財政措置の中に入れて、将来の奨励といふことをこの際いたすためには、単なる経費の補助金といふことで、今度の予算に数千万円が計上されてゐるわけであります。その面を単独の立法として政府から提出するといふことにいたしました次第であります。

○相馬助治君 最後のところは、何ですか、その数千万円というものは、定時制についての文部省の当初予算の中の一つの費目ですね。それについて単独立法することになつたといふのは、誰が立法することになつたのですか。

○政府委員(寺中作雄君) それは定時制につきましては千八百萬円の設備補助が予算として計上されております。し、青年学級に關しまして約七千三百萬円の青年学級補助金が今度の予算に計上をせられており、その法的根拠を持たせるために青年学級振興法案を提出する、こういうことにいたしてゐる次第であります。

○相馬助治君 だから私は尋ねてゐるのです。一般当初予算の中から七千万円の分については、青年学級振興法という單獨の立法を政府がやつたと、この理窟を以てするならば、この際法的に定時制の問題については考へる必要がなかつたか、その理由としては、平衡交付金の將來予想せられる運命、それから定時制が平衡交付金の中に教育基準財政需要として見込まれておるから、御承知のように平衡交付金は紐付でない、そこで、その府県の知事の意図、或いは府県の議会の意図によつて、定時制教育といふのは局長も御承知のように非常に財政的にうまく行つてゐる果もあれば、たんで問題にならない定時制という看板だけ掲げておいて、その地方の公共団体はまるつきり見向いてもくれんといふようなところがあるといふことを御承知だと思つてゐるのです。そこでこれは金額は一千八百萬でも、定時制にも一般当初予算で金を持つてゐるほどにこの際なせこれを文部省として政府の責任において立案しなかつたかといふことを尋ねてゐるのです。そこでですね、なお委員長はですね、この定時制のことはその次の法案でやつてもらいたいといふ或いはお考えがあるのかも知れませんが、その次のものは、議員提案なんです。どうしても政府側の答弁はこれと連関して聞かなくちゃならないので、私はこのことを尋ねてゐるので、委員長も我儘して聞いてもらいたいと思つたのだ、この定時制の教育については中川君外が提案してあります。さういふことになると、時と場合によつては却つてこの立案が邪魔なこともあるやうな得ると局長はお考えですか。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級に關しまして、これを法制化し、補助金の根拠を与えるということによつて定時制高等学校に對する方策に邪魔になるということにならないかというお尋ねであります。これは少くとも青年学級と定時制はその対象とする勤勞青年の狀態が違ひ、人間が違つておるから、勤勞青年の數といふものは、これは十五歳から二十五歳までで以て学校へ行つてないものが千三百四十萬あるのではありませんから、これは定時制に行つてゐる者以外であります。そのうちからなお定時制に就学を奨励する部分も相当あります。併し相当部分が青年学級の学級生としての対象として見られるものが多いのであります。青年学級の振興と、定時制の振興とは両々相待つて行く、青年学級に關しまして非常に大きな奨励措置をいたしまして、それによつて定時制に行く者の數が少なくなつて、定時制が萎縮沈滞するといふやうなことは、これはあり得ないと思つてゐるわけでありまして、青年学級を大いに奨励する一面に、定時制につきましても設備補助等によりまして、できるだけ地方においてこの定時制高等学校の新設或いは設備の整備といふことを奨励いたしますならば、勤勞青年はその生活様態によりまして、いずれかの教育組織の中に含まれて、そのおのおの教育に對する希望を達することができ、かやうに考へております。

○相馬助治君 この本法の基本的な問題について、質問は私は次の一点にとどめます。具体的なことについてはたくさんありますが、この青年学級振興法の内容については、まあ私異論を持つております。併しそれは暫くおくと

して、青年学級振興法というものを提出して、勤労青年の学び得ない、学校に学び得ない気の毒な青年を救おうという趣旨は了解されます。そうならば当然定時制の分についてな立法措置をしないのだというのが私の質問なんです。即ち定時制の問題について局長が言明している通り、平衡交付金の中に教育基準財政需要として六十億程度が見込まれている。はつきりしているのです、積算の基礎として、その六十億を、今度中川源一郎君から提案されておられますが、それにかかわりなく文部省の一般当初予算の中に盛つておる千七百万と、これらのものを合めて定時制教育のために抜本的な立法措置をなせやうなのだ、即ち定時制教育と青年学級振興と両々相待つて勤労学徒を対象として、その教育に万全を期すと局長が言うておるのだから、その理窟から言うならば、なぜこの定時制のほうの財政の国費負担並びに地方公共団体の負担区分を法制化する立法措置を文部省はやらないのだ、それには理窟がある、理由があるのならば承りたいものだというのが私の質問の趣旨なんです。

○政府委員(寺中作雄君) わかりました。この定時制高等学校の教員給のための財源といたしまして、平衡交付金の中に約六十億のものが計上されておる、これをまあ法案の中にとり込んで、即ちこれを補助金に切替えて、そうして定時制教育振興のための法案を作るということになりまして、先ほども申しましたように平衡交付金全体の地方財政全体の、非常に大きな問題になつて来ると思ふのであります。定時制高等学校も高等学校の一環であり

ますから、それでは全日制高等学校の教員給はどうして平衡交付金の中にとり出さないのであるかという点にもなりまして、若しそれらを一括してとり出すということになりますれば、平衡交付金全体にまあ意義を失うというくらいのことになつて参りまして、これをまあ平衡交付金制度をやめるということではあります。そういうこともできるかも知れませんが、やめるかやめないかという点については、これは地方と国との問題の重要な問題でありますから、この定時制問題一つで以てその重要な問題の中心を脅かすようなことになるといふことになれば、これは非常に問題を多く含むと思ふのであります。そういう意味で現在は平衡交付金制度を存置するという方針で参つております以上は、この平衡交付金の中にある六十億の定時制のための金を補助金に切替えるということは、現在では少くともその時期ではないというふうな考えられるのであります。そういういたしますとこの教員給以外の部分、即ち設備補助の部分に關しましてはこれは金額もそうたくさんではあります、このことだけのために法制化するというのもこれ

も一つの方法であります、政府といたしましてこれを提案するには多少その内容がまだ少し検討不足の点があるというふうな意味におきまして、政府から提案することはこの機会に実はやめたのであります、議員提出の形で以てこれを法案に組んで、この国会に提出されるというふうな動きになつた次第でございます、その意味で定時制に対する設備補助の部分が法制化されて、定時制教育振興に役立つという

意味におきましては、政府といたしましても非常に結構なことであるという意味において考えておるのであります。只今申しましたような事情でございまして、政府からその面を提出するには多少時期でない、内容的にまだ少し検討の余地があるという意味におきまして、今回は差控えたのであります。

○相馬助治君 議論がたくさんありますが、説明としてお聞きしておいて、私の質疑は基本的な問題に限つて一応私はやめておきます。

○長谷部君 今いろいろ御説明を伺ひまして大体わかつたのですけれども、もう一つ伺ひたいことは青年学級振興法案に対するこの文部省の指導方針と申しますかね、その前にもう一つ今までどういうことをしていらつしやつたかという点です、お伺ひしたいと思ふのです。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級は終戦後一年ぐらゐ経つた頃から地方の青年、特に山形県あたりのまじめな青年たちが集まつて自主的に共同学習組織を作つて、おの／＼自分たちの教養の向上という形で自然発生的に生れまして教育組織でございまして、それがだんだんに発達をいたしまして地方でも即ち市町村、或いは府県からも援助の手を差延べ、いろいろ指導助言の方策もいたしまして結果、非常に発展をいたしまして現在では約一万一千学級、約百万人の学級生をみておるといふような事情になつて来た次第であります、その間文部省といたしましてはその健全なる発達を望み、実情を調査したり或いはその場合に應じていろいろ助言的な示唆をいたしたりして来たよ

うな次第でございまして。そこでこの青年学級に対する一種の指導の方針と言いますか、これにつきましては文部省でもこれを言わば官制の組織の中に入れ込んで、そうしてこういう勉強をやらせ、こういう形でやれというふうな意味のことは一切いたしません、もとも自然発生的な、青年の自主的な向学の熱意から起つたこの組織でございしますから、できるだけそのいいところを存置いたしまして、その又健全な発達が期せられるようにいたしたいという意味で勤労青年の自主性を尊重して、その振興を図るということに一番重点をおいて来ておるのであります。

そういう意味で青年学級の学習内容にいたしましては、何ら規制を加えるようなことはいたしません。ただ青年が明日の自分の生活のために、或いは自分たちの産業のために必要な勉強をしたいという熱意によつて、勉強をした易いようにしてやるといふことを考えておりまして、一昨年からいから青年学級に対する補助金というものをこの国家の予算の中に計上いたしました、これは非常に僅少なものであります、昨年度は僅かに五百万円、これは大体青年学級の中のモデル的な、非常に熱心なまじめな青年が集まつて規則正しい青年学級を開いておるといふようなところにもつてこの補助金を流すという方策をとりましたから、その補助の対象となつた青年学級の数は僅かでありまして大体五百学級ぐらいございました。ところが現に只今申しますように、約一万一千の青年学級があるのであります、それはその経営、態様等いろいろあります。非常に熱心によくやつておるところもあれ

ば、又間歇的に思ひ出したようにやるようなところもありまして、玉石を混滑いたしまして一万一千学級以上あるのであります。で、今日の時期におきましてはそれらのものの中で、この法律の十八条に國家の補助をいたします青年学級の条件というものをきめておりますが、これは極くあり来りの条件であります、これらの条件に當嵌まり、一応国からみましてその経営について信頼ができるというふうなものについては、これに対する補助金を全面的に支出をして行く必要があると思ひまして、その意味でこの法案を提出いたしますと同時に、予算措置といたしましては七千三百万円を計上いたしましたのであります、その方針といたしましては飽くまで青年の自主性を尊重して、その教育内容その他については何らの統制を加えないということにいたして、その適正なる発展を期したいと考えておるのであります。

○長谷部君 大変詳しくお話を伺ひまして有難うございました。そこで私も一つ伺ひたいのですけれども、やはり農村に参りますと何とか言ひましたが、ホア・エツチ・クラブでした、4 Hクラブと申しますか、そういうものとの關係はどういうふうになつておりましたか。

○政府委員(寺中作雄君) 農村には4 Hクラブによるところの青年のクラブ活動がありますし、又地域青年団といたしまして自主的に青年団体を結成いたしました、いろいろ／＼教養、修養のための活動をいたしておるわけでございますが、この青年学級は、これはその開設主体は町村でありまして、実施

機関といたしまして学校又は公民館がこれに当るといふことになるわけであります。そこでその経営主体はそういう公機関でありますけれども、これが実際の運営に当りましては責任者は町村であるが、運営の実際についてはできるだけ学級生の自主性を尊重すると同時に、又青年団、或いはホア・エツチ・クラブの団員というような人の積極的な援助を求め、それらと協力してその経営に当つていふことになる。これが最も理想であると考えるのであります。青年学級に就学する学級生は十五才以上のまだ若い青年でありますから、どうしてもいわゆる兄貴分の援助、示唆というやうなものが非常に必要でありますので、そういう意味で青年団或いは4日クラブの団員というやうな人がいる。この経営の上に援助協力をする、例えばどういふ勉強をするかという事についての示唆、或いはどういふ講師を呼んで来るかという事に対する助言もありませんし、又出席が悪くなつたときは出席の督促をするとか、或いは講師の招聘の世話をするとかいふやうなこともあります。責任者は飽くまで町村であります。これらの組織と協力してやるといふことになつて、即ち青年学級と青年団或いは4日クラブとはお互いに持ちつ持たれつその経営を援助し合つて行つて、非常に理想的に行つていふやうに考えておるのであります。青年団が発展するためには青年学級が発展する必要がありますし、青年学級が活潑になるというやうな関係に立つものであらうと考えます。

○長谷部ひる君 只今のお話伺つておりますと、非常に嬉しいと思つておりますけれども、私の知つてゐる面におきましては、とき／＼両者の間に摩擦を起して当局が困つておられるという話も聞いたのでございまして、そういうお話はお聞きございせんですか。

○政府委員(寺中作雄君) たくさんある青年学級のことでありますから、中にはその町村当局と多少うまく行つていないところもあるかと考えるのであります。青年団の側から見ますと、町村の指導者、職員というやうな人が実権を握るので非常にやりにくい、できるだけ自主的にやらしてもらいたいというやうなことから、いろいろフリクションも起ると考えられるのであります。で、そういう意味におきましてこれをまあた補助金を出すだけで任しておけば、いろいろ経営の上にもまあ乱脈な形になつて来るのであります。この法案の第三条に書いておられますように、青年学級は、勤労青年の自主性を尊重し、且つ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならぬ。と云ふことによりまして、町村当局に對しまして、この法の方針に基づいて勤労青年の自主性を尊重するやうにやつてもらいたいといふことをこれによつて保障することができると考えるのであります。お話のやうなまあ町村当局の無理難題から青年学級がうまく行つていないというやうなところにつきましては、私も似たしとして、この第三条の精神を活かしてやつてもらうやうに、いろいろ側面からその反省、注意を促すといふこともできるようにいたしたい。青年学級の運営に

つきましては、青年学級運営委員会を實際の措置として持つてもらひまして、これは現状といたしまして大概そういうものを持つておるのであります。が、その中に青年代表或いは学級生代表といふものも入つてもらつて、實質的にはそういうところでやつてもらひ、責任は町村がとる、こういう形でやることが望ましいと考へております。

○深川タマエ君 この青年学級の原案によりまして、十五人以上の勤労青年が特に生活に必要な職業及び家事に関する知識技能を修得したいという目的で青年学級を申請いたしましたときには、その市町村は財政事情に余裕があるときのみこれを許すといふことになつております。従ひまして勉強を希望する青年は大勢おりました。その市町村がたゞ／＼財政に余裕がなかつたならば勉強ができないといふやうな仕組になつております。およそ全国どここの市町村にもこういう希望を持つておる青年男女は少くないだらうと存じます。それをたゞ／＼申請したもののみを相手にし、而も市町村の財政に余裕があるかどうかのみが青年が恵まれた状態におかれるといふこともどうも不公平でございまして、青年はやはり国の青年でございまして、たとえ市町村の財政状態がどうあらうとも、やはり機会均等の原則に則つて国家からやはり支出されてよいものだと思ひます。殊に終戦後の日本では不完全なる教育と、それからよくない環境のために非常に青年が、何と申しますか不完全に育つておりますので、どういたしましても徳育、知育共に相当補修教育をする必要が今日はあると思ひます。終戦

後の日本ではたとえ百八十度の転換はしてないけれども、少くともこの七年の間には九十度は思想的にも転換しておる実情でございまして、どうしても現在その育ちつある青年を再教育する必要がありますので、百尺竿頭更に一步を進めて、全額国庫負担にいたしまして、つまり各市町村には一つずつくらいはもう今日といたしましては青年学級を作らなければならぬものだと思ひます。勿論これは青年の入学を義務付けるものではございせん。それから六・三制の学校さえも十分できていないのにこんなむずかしいことができないといふ意見もあるかと思ひますけれども、これは新しい校舎を作る必要もございせんし、教員の関係などもありまして、そうたくさん金が必要なものでもないと思ひます。それに第一この県自衛力増大というお話もございまして、今更自衛力を増大いたしましたけれども、青年の精神教育が疎かになつていたのでは、それはちよつと効果を挙げることは困難だらうと存じますので、この段階では自衛力を増大する金を幾らか割きまして、青年学級のほうに当てまして、車の両輪のやうに自衛力と精神教育と両方進める必要があると思ひます。で、財源のことではありますけれども、そういうふうにおきまして、或いは貸倒れになつております開業銀行の金を取立てるとか、そのほか志ざえあれば幾らでもこれくらいの財源の出る余地はあるといふことを、何回も予算委員会を勤めて私も気が付いておりますので、私どもでできるだけこういふふうにしてもらひたいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(寺中作雄君) 大変いい御示唆があつたわけでありまして、この青年の教育を国家で全部負担をしてやるといふやうなお話であります。やはりこの青年は国家の青年であると同時に又地方の郷土のために活躍する青年であります。そのための教育といふことになりまして、義務教育は別といたしまして、やはりこれは国と地方でその財力を分担するといふのがむしろ理想であらうと思ひます。で、社会教育法の精神もそういう形でできておりますので、やはりこれは青年教育のための経費は各地方で負担するのに對しまして国がこれを補助するといふことにいたすのが最も適當ではないかと考へるのであります。町村の財政が窮乏のときはあります。町村の大切な青年のための教育であります。で、そのために、一学級を経営するた

めにそうたくさん金がかかるわけでもない、大体平均いたしまして六万円くらいの金を一青年学級のために使つておるのであります。この法案の第七条には町村の財政事情によつてこれを開設するといふことになつておりますが、これはまあ財政で賄わなければできないことであるから當然であります。ただ町村が、殊に青年のために考へるならば、そのぐらゐの金を無理して出すといふことは、必ずしも困難ではないといふやうに考へてゐるのでございまして。

○深川タマエ君 どうも只今の政府の政治の仕組が皆こういふふうになつておりますが、元を質せばシャブ勘告以来の財政に欠点があるからこうなるんだらうと思ひますけれども、例えば最近ここを通過いたしております理科

○政府委員(寺中作雄君) 大変いい御示唆があつたわけでありまして、この青年の教育を国家で全部負担をしてやるといふやうなお話であります。やはりこの青年は国家の青年であると同時に又地方の郷土のために活躍する青年であります。そのための教育といふことになりまして、義務教育は別といたしまして、やはりこれは国と地方でその財力を分担するといふのがむしろ理想であらうと思ひます。で、社会教育法の精神もそういう形でできておりますので、やはりこれは青年教育のための経費は各地方で負担するのに對しまして国がこれを補助するといふことにいたすのが最も適當ではないかと考へるのであります。町村の財政が窮乏のときはあります。町村の大切な青年のための教育であります。で、そのために、一学級を経営するた

めにそうたくさん金がかかるわけでもない、大体平均いたしまして六万円くらいの金を一青年学級のために使つておるのであります。この法案の第七条には町村の財政事情によつてこれを開設するといふことになつておりますが、これはまあ財政で賄わなければできないことであるから當然であります。ただ町村が、殊に青年のために考へるならば、そのぐらゐの金を無理して出すといふことは、必ずしも困難ではないといふやうに考へてゐるのでございまして。

○深川タマエ君 どうも只今の政府の政治の仕組が皆こういふふうになつておりますが、元を質せばシャブ勘告以来の財政に欠点があるからこうなるんだらうと思ひますけれども、例えば最近ここを通過いたしております理科

○深川タマエ君 どうも只今の政府の政治の仕組が皆こういふふうになつておりますが、元を質せばシャブ勘告以来の財政に欠点があるからこうなるんだらうと思ひますけれども、例えば最近ここを通過いたしております理科

教育の経費でも、図書館を建設いたします場合でも、或いは義務教育費国庫負担の場合においても、或いは危険校舎を修築するときでも、戦災校の復興の場合でも、積雪寒冷地帯でも、皆やつぱり地方が半分ぐらい背負わないと国家が援助しないのであります。ところが元々地方の財政にでこぼこがひどうございまして、幾ら修築しよう、設備しようと思っても、地方の財政に余裕がないと、国家の補助さえもらえないような状態なんぞございまして、やはりこの教育というものは憲法に示されております通り国の義務でございますし、機会均等を考えなくては行けません。今すぐは困難かも知れませんが、近い将来に実現するようになつて文部当局のほうでもよくお考え願いたいと思ひます。

○須藤五郎君 関連して質問いたします。今深川委員の青年教育について、自衛力増進の費用を割いてでも、この自衛力の裏付となつてくる精神教育をすべきではないかという質問に對しまして、局長は非常に示唆に富んだ質問を頂きまして有難うというお答えであつたと思ひますが、そのあなたが有難うという気持ちを述べた点はどういう点なのでありますか。

○政府委員(寺中作雄君) この青年の教育につきましては、いろいろの考え方があつて思ひますが、道徳教育或いはその他精神教育について、国で非常に強い指導力を持つてこれを引張つて行くというふうな考え方もできるかと思ひますが、私はむしろやはりこの青年の内心に潜んでおるところの、一つの國を愛する魂というふうなものが自主的に発散するように漸次仕向けて行く、即ち自主性を尊重することによつて、青年が時局と言ひますか、國の事情というふうなものに對する認識を深め反省をいたしまして、そして強い精神力を持つようになつて、こういうような奨励方法をとることが最も必要だと思ひます。御意見があるかと思ひますが、青年學級の指導方針につきましては、そういう行き方である必要があると思ひます。

○須藤五郎君 それでは重ねて伺ひますが、今日の青年はそういう面に関して欠けていると言ふんですか、どういふ点が欠けているのか、もう一度伺ひたい。

○政府委員(寺中作雄君) 今日の青年がそういう点に欠けておるといふことは別に思ひません。これは全体のまあ認識の問題でありまして、勿論欠けておる人もおられるかも知れませんが、十分おる人もおられて、それは見る見方によりましていろいろ違ふのであります。現在よりもますます精神力を涵養して立派な國民、或いは社会人として育てて行くことが望ましいと思ひておられます。

○須藤五郎君 これは私は直接聞いたものではございせんから真偽のほどはわかりませんが、吉田総理が衆議院のほうで発言しまして、即刻再軍備すべきだという再軍備論者に対して、こういう意見を述べたと言ふんです。即ち、今直ちに徴兵制を布いて再軍備をするならば、その出来上つた軍隊は共産黨の軍隊になるだらう、だから先ず再軍備をやる前に青年の精神を叩き直さなければならぬ、こういう意味のことを吉田さんが発言したということをお聞きのほどが

わかりませんので、若しもそういう点にはつきりすることができたらならば、この際にはつきりして頂きたいんですが、そういうことを言つたということをお聞きまして、私はこれは非常に危険な考へだつて、そういうふうな考へをお聞きして、今局長の意見を聞くと、この青年學級の意図する点がどこにあるかということがぼつと浮いて来たわけですね。これは容易なことではない。私たちはそういう含みがこの法案の中に隠されておるもので、これに對して私は反對しておる。あなたの言う愛國心はどういうことか、即ち曾ての帝國主義時代の青年に日本の青年を再び育て上げようとする意味の愛國心なんです。今日の青年の愛國心が私は欠けているとは思わぬ。立派だ。前の青年よりも民主的に武装されただけもつと立派な青年になつておると思ふ。その青年を叩き直さうというのがこの青年學級の志だといふのは何か、あなたたちの言う愛國心といふのは何か、軍國主義的なものか、帝國主義的な天皇制の下での愛國心なのか、その点をばつきりもう一遍説明して欲しい。

○深川タマエ君 私の言つたことを誤解していらつしやるからそういうことを質問してゐるのじやないかと思ふのであります。これは一緒に御答弁なすつて頂いたほうがいいと思ひます。そういう点に関連して、私がさつき申しましたのは軍事費を割きましてその金で以て……

○須藤五郎君 私は深川さんの質問に對して質問してゐるのじやない、彼の、局長の答弁に對して私は質問して

いるのですから、深川君の質問ははかに意図があつてもいいのです。

○深川タマエ君 関連して、あなたさんのように似た質問でありますから……私が申ししたのは軍事費を割きまして、その軍事費を以て軍備の裏付けになる精神教育をすると言つたのではないのであります。これは共産黨のみならずほかの政黨も同じでありますけれども、使はる軍備を拡張することよりも國民の生活を安定させるほうが余計急務なわけなんです。或いは外敵に對する防衛とか、強くなるということも必要であり、私もそう思つております。併しそういう意味もございまして、青年を教育いたしますにも防衛費を幾らか割きまして、例えば農業に従事してゐる青年が農業の増産の方法を研究いたしまして、うんと米でも作りましますらば家庭の生活は裕かになります。都会の中小商工業の青年がもつと商売の繁昌の途を研究いたしますならば、それだけ生活が安定いたしますことになると思ひます。そういう意味で申し上げたのであります。これを附加えまして局長の御答弁を求めます。

○政府委員(寺中作雄君) 青年の持つてゐる國を愛する魂を發揮するといふような表現をいたしましたので、愛國心という言葉を直ちに軍國主義に通ずる、或いは國家主義に通ずるといふやうにおとりになつたと思ふのであります。が、國を愛する云々といふのはこれは別に軍國主義といふことと關係なく、やはり我々は生まれたこの國、國土といふものを愛し、これを立派に育てて、そして立派な國の人間になるという氣持を持つており、又持つべきものであることはこれは當然であると

思ふのであります。そういう立派な國ができることによつてその生活も裕かなり文化的事になり、立派な人間となることのできるものであります。みずからを修養し、又立派な國を築き上げる、それに対する力、熱意を持つ、そういう意味におきまして青年を精神的にみずからの自主性によつてこれを正しく育てて行くように、この青年學級が一つの契機になるならば幸ひである、そういう意味であります。

○須藤五郎君 あなたの言う愛國の國といふのはどういふふうなのか、民族を愛するといふことなのか、國土を愛するといふのか、その國といふことに對してもう一遍説明して頂きたいといふのが一点。

それから今日の教育基本法の中には平和を愛するといふことが言われております。文化を愛し平和を愛するといふことが、この平和を愛するといふことと、あなたの言う愛國心とは抵觸する面がないかどうか。そしてなほもう一度伺ひたいのは、今日の青年が戦争前の青年と比較して本當に民主的な立場で平和を愛する上において、文化を愛する上において、戦争前の青年と、戦争中の青年と比較して優つておるのか、劣つておるのか、その点をもう一度はつきり答えられたい。(そうなんなことわかるものか)と呼ぶ者あり。

○政府委員(寺中作雄君) 愛國心の、國といふことは、民族、我が民族といふ意味も、我が國土といふ意味も、我々に伝承された習慣といふ意味も、制度といふ意味も、すべてを含めた國といふ觀念から、現在我々に近い關係にあるその環境であります。これ

方というものは概して封建性の強いのが実情でありますので、私はその点大變不安であります。従ひまして青年たちがそのことを大變不安がることにも理由があると思うのでありますが、どういふふうな考へていらつしやいますか。

○政府委員(寺中作雄君) 青年學級が公的機關の責任においてなされるということが不安を起させる原因であるといふふうにお考へのようにありますが、教育の制度、或いは組織は大体公的機關がこれを担当しておるのであります。學校組織も勿論公的機關がやっております。そのために教育全体が非常に軍國主義に走る不安があるといふことは言えないと思つてござい

○相馬助治君 學べない勤勞青年のために青年學級を設けるという考へ方は、私先ほど申上げたようにわからないことじやないのですが、これは本来ならば學校教育に委ねたい、正規の學問學校教育に學べない者は定時制でこれを救済したい、それも不可能だから青年學級というものでやるといふ考へなのか、それとも青年學級というものを独自の使命ありとして、これを伸ばして行くといふ基本的な考へなのかどちらですか。

○政府委員(寺中作雄君) 大体定時制の教育と青年學級の教育と比べますと、定時制の教育のほうが教育として充實をいたしておることはこれは言えると思うのであります。定時制四年間のうちで約三千時間一年間にして七百時間ぐらゐの教育をやるのでありますから、内容的にも相當充實した教育ができると思ひますが、併し

一年に七百五十時間の時間を勉強のために持つというだけの暇を持ち得る勤勞青年は非常に恵まれたものであると思ふのであります。そういう意味からやはり時間的に、或いは經濟的に定時制に行けない者がみずから相寄つて勉強をするという形であるので青年學級が生れるのであります。又青年學級の教育内容そのものが定時制と違つたあれを持つと思ふのであります。學校教育の學科課程の基準によつて行われます教育と違ひまして、やはりその生活或いは実情に即して明日の生活のために勉強する教育目標というものは非常に實際的でございします。かゝるやういふ意味で定時制高等學校に行つてゐる者でも同時に青年學級にも顔を出して勉強をしてゐるやういふ事例もあるものであります。そういう意味では青年學級の教育が多少獨特性を持つてゐるということも言えると思ひます。

○相馬助治君 青年學級というものは獨特性を持つてゐることは當然なんです。そこに問題が突はあつたと思ふ。いわゆる勤勞青年といふものたちがですね、學校教育といふものに持つ憧れというものは実に大きい。私自身小学校の高等科を終つて、私は三年近く百姓をしてゐた経験を持つてゐますが、當時中學校であるとか、或いは高等學校であるとかいふものは勿論のこと、學校と名の付くものに対する憧れといふものを今でもはつきり思ひ浮べると、非常に強かつたやうに思ふのです。そこで私が心配することは勤勞青年の持つ當然の學校教育の憧れといふものが青年學級という名によつてはぐらかされてしまふ、ちよつと我慢すれば定時制に學べる、そうしてちよつと雇主なり何なりの了解を得れば定時制に學べる、ところが青年學級といふものがあるからお前は定時制に行かなくとも青年學級といふものがあるのだから、そこへ行つて勉強せよ、又かういふことになつて、はあ、そうか、ここで勉強してゐるのか、ということとで、相手は子供ですから青年といつても、文部省の親心にかかわりなく私はそういう危險性を感じ、行く／＼は定時制にまで影響を持つのではないかと思ふのですが、どうお考へですか。

はそのほうがいいと言つておるのじやないですよ、やつたほうが文部省としては意圖するところの画一的な青年教育ができるのじやないですか。

○政府委員(寺中作雄君) 補助金を公民館に流して、公民館における青年學級の奨励をいたすということでは勿論結構なものであります。その措置といたしましては、やはり国の最高の審議機關であるところの国会においてこの青年教育の重要性を認め、青年學級といふものの必要性を認識してもらつた意味の青年學級法を出すということによつて公民館に対する補助が可能になるのであります。ただ漠然と公民館を奨励するということでは、少くとも政府としてそれだけの金を出す理由は或いは根拠に乏しいという認識になるわけでありまして、そういう意味ではこの青年學級振興法といふことでその中の勤勞青年教育に重点を置いた措置を国会として考へてもらつたといふところに非常に大きな意義があると考へております。

○相馬助治君 この法案を見ると、何人も設立者に企画さえあればなれるやうになつておりますが、仮にこの法律案を無修正で修正した場合に、局長としてはこの青年學級を設けるやうに公民館或いは図書館、そういうふうなものに奨励しますか、それともむしろ現行の制度における學校教育の問題として、いわゆる學校の經營者或いは校長、こゝういふやうに青年學級の設置を奨励して行きますか、どつちの方向をとる考へでありますか。

○政府委員(寺中作雄君) 法案の第五條三項によりまして、青年學級はその市町村に設置する公民館又は學校にお

いて実施するということになつておりまして、そのいづれに重点を置くかということは、これはその土地の実情によりまして適切な所をやつてもらふといふことにいたしたいと考へております。

○相馬助治君 私の質問を終わりますが、最後に資料を文部省に要求いたします。さつき局長のお話では、平衡交付金の積算の基礎として定時制の分として六十億程度のものが入つてゐるということですが、正確に言へば五十五、六億じやないかと思ふのですが、とにかく五十五、六億程度以上のものが出てゐるはずで、ところで現行の平衡交付金制度の下における教育基準需要としての定時制が取り得る金額、これは地方自治庁を調べるとすぐわかるわけですが、それから第二は、現実に地方の府県が定時制のために支出してゐる金額、これは私は大体この比率を知つてゐる、当然前者に対して後者は符合し乃至はオーバーすべき筋のものであります。現在はそのやうな行つてゐないと思ふ。これについて次回の委員會までに資料を本委員會に提出するやう要求しておきます。

○成瀬幡治君 私は文部委員會に初めて代つて来たわけで、よくわかりませんでしけれども、この文部委員會に付託されてゐる審議法案を見ただけでも、振興法といふやうなものが三つも掲げてある。この間の国会でも理科教育振興法といふものがある。その前に産業教育振興法、何か振興々々といふ言葉がたぐさん付いております。教育は文部當局にこれは何かなければならないと思ふのですが、社会教育局長に一つ答へてもらいたいと思ふのですが、全体こ

ういう振興法というものを作らなければ文部省はやつて行けんと思つておるのですか、どういふ意味でこいう振興々々という名前が出て来るのですか。文部省が大体仕事をやつていないからこいう法律が出てくるので、怠けている証ではないかと、こう思つてゐるのです。だから議員立法で尻を叩かれておる。やることをやらんからこいうものが出来て来ると思ふのです、この点を先ず伺いたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 或る事業を盛んにするために国が助成の方策をとるといふ場合に、それが恒久的な施策として年々或る程度の補助金を出す。而もその金額が相当額に上るといふ場合には、やはりその補助金を出す目的或いは交付の方法、交付するためのいろいろ手続上の問題、こいうことについて一つの或る法的措置を以てこれがなされるこういふことが近代政治の特徴であると思ふのでありまして、従来ただ予算措置だけで補助金を出すこういふこともあつたかと思ひますが、相当の金額に上る場合には、やはり法制によつてその方法なり目的なりを保障するこういふことが必要である。こういふ意味で一種の助成法につきましては振興法というような名前が冠せられる一つの習慣のようになつておるのであります。

○成瀬權治君 私はそんな習慣とかそんなことを聞いているわけではなく、文部省は振興法を出されて尻をひつたかれておる。ばや／＼してゐるからこういふことになつておる。一生懸命やつていない証ではないか、こういふことを言つておるわけですが、

○政府委員(寺中作雄君) それは一生懸命になりまして補助金を取るためのいろ／＼折衝もいたし、又この法案の立案をいたしまして提出をいたしました。先生がたの御審議を願つておまして、こういふことによりまして我々は努力をいたしてゐるわけでありまして、

○成瀬權治君 学校教育法で勤勞青年のことを考へなければならぬ、そのことは私たちが十分わかるが、そのために定時制課程の設置であるとか、大学の夜間部の設置であるとか、高等学校、大学における通信教育制度の確立といふようなことを文部省が十分になし終えて、なお足らんと考へてこの今度の提案をされておるのか、或いは何々待たなければならぬ、こういふふうな考へておいでになるのか、この点を一つお答え願ひたい。

○政府委員(寺中作雄君) これは何々相待つて勤勞青年のための教育が適正になると考へておられます。

○木村守江君 義務教育を終えた青年が教育を受ける機会を得られないために、こういふような法案を作りまして幾分でも教育を受けられる機会を与えておられます。併しながら、この法案が通過しますと、予算は大体において七千万円程度というやうなことから考へますと、この七千万円をどういふやうな方向に使うか。先ほどの相馬君の質問にも関連しますが、大体において青年学級は、定時制の高等学校も勿論、全日制の高等学校も作り得ない、定時制の学校も作り得ない、定時制の季節分校も作り得ないといふやうな場所に作られる、いわゆる教育の機会を得られないやうな青年を教育しようといふやうな考へ方であるのか、或いはこの法案に示してゐるやうに十五名の申請者があればどこでもやれるもの、どこでもやれるのだと言つても、金は七千万円だ、七千万円に制限される場合には、重点はどういふやうな方面に置かれるのか、ちよつと参考までに聞きたい。

○政府委員(寺中作雄君) これは七千万円の補助金は、大体現状の青年学級数或いは青年学級生の数等から割出して、大体その数は特に殖やさないで、現在のままで、従来町村の公費で以て経営しておりましたものに對する助成をいたしまして、その面を幾らか町村の負担を少くするこういふことに役立つであらうといふ意味で補助をいたすつもりであります。こういふこととありますから、飽くまで現状を基礎にいたしておきまして、特に政府のほうから定時制がないといふやうなことを指定して作らせるといふやうなことはいたさないで、青年のほうに勉学の熱意がある限り、そこに青年学級を設置させて、こうしてそれを補助するこういふことになつたと思ひます。

○木村守江君 ともかくも青年学級がやとともすれば定時制と勢力争いをするとこういふやうな傾向になることは、結局青年学級のある場所、或いは定時制の季節分校のある場所にお互いが食い込んでい／＼なトラブルが起つて来るんではないかと思ふのですが、これは勿論社会教育局長ですから、青年学級によつてい／＼の青年の自主的な教育をしたほうがいいのだから、季節分校よりも青年学級のほうがいいのだといふお考へを持つてゐると思ふのです。

が、その点率直に社会教育局長といふものに促わらずにお考へをお述べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 先刻も申しましたやうに、青年学級ができることによつて、定時制が非常に邪魔にされるこういふことはないと、実際の事情を私も資料によつて把握いたしました。こゝで考へておるのでございまして、これは青年学級も定時制高等学校も教育におののいいところが有り立場も違ふのであります。実際の事情から申しますと、定時制高等学校と青年学級が同じ村にあつて、而も両方に通つてゐる青年もあるこういふやうな事情もありまして、併し定時制のないところに青年学級が盛んであるこういふことも又事実であります。おの／＼その村の事情によつていろ／＼でございます。とにかくこれは何々相待つてこれを發展させる必要があると考へておられます。

○成瀬權治君 定時制課程の設置とか、或いは夜間部、通信教育に對しまして、あなたのほうは相当力を入れていられるはずだと思ふ。先ほどの御答弁を聞きますと、勤勞青年に對して、車の両輪のやうなもので何々相待たなければならぬ、こういふふうにおつしやつた、そこで私は先ず資料として定時制課程に對して、これは定時制ばかりじゃありません、夜間、通信教育等に對して、今までどんなふうにして努力されておられるか、これを一つ予算關係で私は資料を頂きたいと思ひます。

それからついでに資料の点でございしますが、もう一点は、先ほどの御答弁を聞きますと、昭和二十二、三年頃から東北地方においてこの青年学級がぼ

つぼつと増加されてゐる、こういふやうな話であります。そこでこういふ地方には定時制高校といふものがないのかどうか。なぜこういふところに青年学級といふものが生まれて来たかといふことは、私は一つの理由があると思ふ。木村委員或いは相馬委員が指摘されてゐるやうに、青年学級といふものと、定時制高校といふものは私は両立しないものかと思ふ。そこで定時制高校がこういふ場合にはどのくらいあるか、どうなつてゐるか。こういふ青年学級のたくさん起きて来たところに対しては定時制高校はどんな分布状況になつてゐるか、資料としてお出しを願ひたいと思ふ。

そこで質問でございますが、定時制高校、或いは夜間部といふやうなもの、或いは通信教育といふものがあるやうなものを發展して来れば、青年学級といふやうなものは私には要らないじやないか、或いはこういふものは必要はないじやないか、或いは逆に、青年学級といふものが一つの学校教育の形態を整えて立派なものであつたならば片一方は必要がなくなつて来るのではないかと、こういふふうには私は考へるが、あなたは何々相待たなければならぬ、こういふおつしやる。私は青年学級といふものはい／＼の学校教育なのか、社会教育なのか、これは非常にむずかしい。あなたは社会教育だこういふおつしやるかも知れませんが、少くとも青年を教育するといふ面においてはやはり教育といふものが主であるから学校教育關係と同じだと思ふ。だから私は今申しましたやうに、定時制高校や夜間部とか、或いは通信教育といふものが盛んになるならば青年学級といふもの

はむしろ必要はないのじやないか、こういうふうに考へるが、当局はどういうふうに考へるか。

○政府委員(寺中作雄君) 定時制高等学校が非常に普及をいたしまして、私といたしましては大いにこれを援助し、財政的にも大いにやる。それから学生に対しては奨学金を出して授業料も出してやるというように非常に努力をいたしまして、やはり青年学級の必要は必要であるとして、青年の生活態度から考へまして、やはり勉強のために割き得る暇ということから考へますと、せいゝゝ農村青年におきましては農閑期が六十日から七十日くらいでありますから、一日二時間の勉強をいたしまして百二十時間か百五十時間でありまして、この時間を一年間に勉強のために割けるということにいたしまして、仮に定時制高等学校の勉強をするということになりますと、それだけの課程をやりますためには、大体二十年くらいやらないと高等学校の課程は取れない。二十年やつてもいいわけでありまして、これはもう青年の時期を過ぎるわけでありまして、そういう意味ではやはりこの暇の關係から行きまして定時制に全部を集中するということとはこれは生活態度から見ても不可能であり、又青年の数が千三百万にも及んでおるといふことからいたしまして到底これは定時制教育一本で勤労青年を救済得るものではない。こういう意味ではやはり青年学級の必要がある、こういうふうに考へております。

○成瀬權治君 私に定時制へ進学しようとしても、例えば雇傭主がこれを喜ばないという場合は大きな障害になると思ふ。そこで今度の法律を見ても、第四条に「勤労青年に対しては、できる限り、その機会が与えられなければならない」と、ただこれだけを書いておる。やはり青年学級の勤労青年が定時制高校へ行きたいと思つても、雇傭主はいけないと言ふ。青年学級に行こうとしても駄目だ。こういうことでは意圖されたことが実現できないのじやないか、こう思ふわけですが、あなたは先ほど私の質問に対して定時制高校だけに範圍を限定されておられますが、私は通信教育などという制度があるのですから、これが立派に運営されるならば、私はそういうような点もむしろ青年学級に通うよりもなお効果的ではないか、むしろ目的を達する上に、そのほうが受ける側においては都合がいいのじやないか、こういうふうに考へておるわけですが、あなたがおつしやるように青年学級というもののさへ設ければそれで効果は十分に達せられる、こう考へておるわけですが、私は私には納得が行かないのですが、もう一度伺いたい。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級をやることによつて勤労青年教育の十全を期し得るということではないのであります。現在の事情から見まして、財政的に万全の措置をするということも一面国家財政の面から非常に困難であり、又個人経済の面から非常に困難な点もある。又時間的な關係においても非常に無理があるという実情におきましては、勿論通信教育等も大いに活用するのであります。やはり青年学級に学ぶのに適切な生活態度のものが相当おるものであります。そういう必要性から現に百万に及ぶところの

勤労青年が青年学級を何ら国の援助にもすがらないでとにかく経営しておるということから見ましても、やはり青年学級の必要性は、これは無視できないものがあると思へております。(議事進行)と呼ぶ者あり)

○成瀬權治君 先ほどの安部さんの質問に対しての関連でございまして、小学校や中学校に対する不就学児童数というものはどのくらいあるか。これに対する文部省が今まで出された施策と申しますか、対策というものはあつたら、私は一応言葉ではなく文書でお出しを願いたいと思ひます。

○荒木正三郎君 関連して資料を要求しておきます。現在一万一千学級青年学級があるという説明ですが、その青年学級は、公民館で設置しているのはどれくらいあるか、それから図書館で設置しているのはどれくらい、それから会社で設置しているのはどれくらいあるか、その資料を提出して頂きたい。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級をやることによつて勤労青年教育の十全を期し得るということではないのであります。現在の事情から見まして、財政的に万全の措置をするということも一面国家財政の面から非常に困難であり、又個人経済の面から非常に困難な点もある。又時間的な關係においても非常に無理があるという実情におきましては、勿論通信教育等も大いに活用するのであります。やはり青年学級に学ぶのに適切な生活態度のものが相当おるものであります。そういう必要性から現に百万に及ぶところの

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて。

○須藤五郎君 私は青年学級振興法案に對しまして、少し逐条的に質問をいたしたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級に對して国から補助をいたします場合に、その規模運営が政府から見まして、相当信頼ができるという形のものに補助するというにいたしてございまして、その一つの条件といたしまして、青年学級主事が或る程度の資格を持つておるといふことを条件にいたしてございまして、これは大體現在の青年学級の事情を見まして、實際青年学級主事にあたる仕事をやつております人の資格といたしまして、普通に通つておる条件であつて、この人らに青年学級の運営を任せおけば、一応責任が持てるというところを押えたわけにございまして、そういう意味で十九条の一号から七号までの資格が出ておるのにございまして。

○須藤五郎君 いやしくも青年学級の主事となる以上は、青年の信頼を得なければ所期の目的は達することはできないであらうと思ふのですが、単にこれだけの外形的な条件だけで、青年の信頼を得て行くことができるだろうか、そしてこれだけのことであなたたちの考へておる目的が達することができるとか、それよりも私が申しましたように、その地方の青年の信頼を得ておるような人格者を持つて来てこそ、初めてこの青年学級の目的を達することができるのでないじやないだろうか、なぜその途をこの中に書いておかなかつたかと思ふのですが、その点お伺ひいたします。

○政府委員(寺中作雄君) ここに仮に該当しない、七号までに該当いたさない人で、非常に立派な人、人格的に立

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

午後五時四十分開会

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

○委員長(川村松助君) 只今から委員会を再開いたします。

派で頼むに足る人という場合には、講師の資格をいたしまして、四号に「青年学級講師となるのに十分な学識経験を有する者である旨の都道府県教育委員会の認定を受けたこと」ということによつて教師の資格を与える途がありまして、その講師を通過して五年以上やれば、まあ主事ができるというところが十九条の七号にあるわけでありまして、まあ今おつしやるような場合にも、それを活用いたしまして、十分人材をこれに当てることできると考えております。

○須藤五郎君 この条項をずっと見ましても、まあ「大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した」と。又「教育職員の普通免許状又は仮免許状」を持つてゐることを条件としてある。

単にこれだけの条件があれば、青年学級の主事になれるにもかかわらず、その地方で青年の信頼を得て、そうして人格、識見並び優れた人物をなぜこの主事に採用することができないのか。その点を私は伺いたい。

○政府委員(寺中作雄君) これは只今申上げましたように、二十条の四号によりまして、都道府県教育委員会

で、そういう人は認定を受けることができるわけでありまして、そうして講師になつてもいいです。そうして相対的年数をやつて頂ければ主事になる資格がある。こういうわけであり

○須藤五郎君 なぜ立派な人であるにかかわらず、これだけの年限を経たなかちや主事になれないかというように、ことを考えるのですが、なぜそういう拘束をするのであるか、伺います。

○政府委員(寺中作雄君) この青年学

級主事と言ひましても、やはり事務的な面がございまして、行政事務を処理するということに対する一応の経験が必要であると思ふのでありまして、そういう意味で七号を置けば、只今のおつしやられるようなかたを救う途は十分にあると考えております。

○須藤五郎君 それでは幾ら人物が立派でも、そういう人は不適任だということにお考えになるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) その具体的な人が、ただ立派な人であるというところをおつしやるだけでありまして、どういう意味で立派であるかということ、まあその保障を二十条の四号と十九条の七号によつてできる。こう考えるわけでありまして。

○須藤五郎君 例を挙げて申上げます。失礼かも知れませんが、ここに自由党の木村守江さんという立派な方がいらつしやいます。

○木村守江君 冗談言つちやいけません。や。

○須藤五郎君 その立派な木村守江さんが、なぜ青年学級の主事になる資格を備えてないでしようか。どうでしょう。

○政府委員(寺中作雄君) 木村先生の場合はともかくといたしまして、相当の、その村で、その町で立派な方であれば、恐らく一号から七号までの資格に該当するだけの立場を持つておられると考へるのであります。それで

まあ十分と考へております。

○須藤五郎君 恐らく私はこの参議院議員の中にも、この一号から七号までの資格を持つていないかたがあると思ふのです。併し私の考へでは、いやしくも参議院議員として議場に席を持つ

ていらつしやるかたならば、青年学級の主事に即刻になつていきさかも差支えない人たちがかりだと私はそういうふうに理解するのですが、如何ですか。

○政府委員(寺中作雄君) 只今申上げた通りであります。

○須藤五郎君 これは話にならんが、これ以上気の毒ですからその次にしましう。

第十一号、この十一号には非常に理解にむずかしいことがたくさん書き込んであると思ふのですが、第一の専ら営利を目的として事業を行うということはどういうことを予測していらつしやるのか。又は特定の営利事業を援助することというこの例を具体的に説明して頂きたい。

○政府委員(寺中作雄君) 例えは一つの裁縫塾のような形の青年学級があるとしたしまして、そのでき上りとした着物を、その縫製をとして売るといふような場合もあると思ふのであります。それを営利的にそればかりやるのが目的であつて、この縫物を教えるという仕事は副次的になつていふやうな経営になつてゐるものは面白くない。

又特定の営利事業を援助するといふことにつきましても、例えは或る商品とか、綿物とか、竹細工といふやうなものを売る営業がありまして、それに対する材料を提供する意味で竹細工の仕事を青年学級の形でやらせて、そこへ売込んで捌いてもらふといふ、いわばその竹細工事業の下請事業をやらせるといふやうな形で青年学級が行われることは面白くない、こういうやうな場合であります。

○須藤五郎君 これはあとで混乱するといけませんから、もう一度尋ねておきますが、田舎の学校などでは裁縫の稽古をするのになか／＼田舎では着物を縫う材料を手に入れる、自分のところのものを手に入れるといふことは困難である場合が多い。だから材料を外から持つて来るといふことが考えられるが、そういうふうにして、その状態の下で青年学級で裁縫する。ところがそのでき上つたものに対してお礼をもらふ、これが営利を目的とした事業といふふうの場合によつては解釈されることか起つて来ると思ふのですが、それはどういふところでけじめをするのですか。

○政府委員(寺中作雄君) その青年学級の運営状況を客観的に見まして、もつぱら営利を目的としてゐる、ただ営利だけを目的としてゐるやうな形でこの青年学級の縫物の事業をやらしているといふことであれば、これは面白くないと思ふのであります。が、いろいろ個人関係で委託を受けて、そうして実費をもらふといふことが、ここにありましても、その一つ／＼の行為を営める意味ではありません。

○須藤五郎君 それを認定するのは誰が見るのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級は地方教育委員会が公民館或いは学校を実施機関としてやらせるのであります。地方教育委員会においてやらせてゐる仕事でありまして、その状態が非常によくなくて、十一号の一項に触れるといふやうな形であれば地方教育委員会がこれを停止又は禁止するといふことが十六条に規定してあるわけであり

○須藤五郎君 そうすると地方教育委

員会即ち町村にあればその町村の教育委員会が違法でないといふふうな認めれば問題にならなくて、認めれば問題になるといふふうな理解していいですか。

○政府委員(寺中作雄君) 一応客観的な公正な立場から教育委員会がその事態を決定することになると思ひます。

○須藤五郎君 これは言葉の上ではそういうふうな言い切れますが、実際にその村の青年学級でこういうことをやつておれば、村の教育委員会は果してそれを正当にやつて行くことができるかどうか。それは村中のことですから、話合ひでいろいろなことが行われると

きが来ると思ふ。そのときにそれでいいのかどうか。むしろこういう条項のあることは非常に問題を作ることになつて、この条項はないほうがいいのじやないかと私は思ふわけであり

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級は一つの教育事業でありまして、公正な立場からこの教育事業が行われるといふことを保障いたしますためには、これが非常に営利一本槍のものになるとか、非常に政治的色彩に偏したものと

なるとか、その他宗教的に偏するといふやうなことは、これはその事実が非常に甚しい場合にはこれを止めさせることを保障することがどうしても必要であると思ふのでありまして、そういう意味から十一号を置いた次第でござ

います。

適宜に処理されるものと考えます。

○須藤五郎君　この点は私は大変な不備な点がたくさんあると思うのです。

それから十二条でありますが、「文部大臣及び都道府県の教育委員会は、この法律の範囲内において、青年学級の開設及び運営に関し、市町村の教育委員会に対し、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。」となつておりますが、只今の十一條のことに關しまして、この十二條によつて指導又は助言を与えることができるというふうな今答弁なすつたと思うのであります。これは上級機關からの助言であり指導でありますから、下級機關に対しては非常な強制力と拘束力を伴うものだと思ふのであります。が、その点に關して御意見を伺いたい。

○政府委員(寺中作雄君)　これは必ずしも強制力を伴うものというわけではないのであります。文部大臣或いは都道府県教育委員会の立場から指導助言の権限があるというのをただ述べただけであります。

○須藤五郎君　私が先ほど十一條に關して誰がそれを最後に決定するのか、そして教育委員会が間違つたことをやつてるとき誰がそれに対して意見を述べるかと言つたら、十二條にある、こういう上級機關がそれに対して言うということです。上級機關がそれに対して意見を述べるということは、下級教育委員会の意思を拘束し又それに対して上級機關の意思を強制することになりはしないか、こういうことを私は質問しておるのです。

○政府委員(寺中作雄君)　文部大臣及び都道府県の教育委員会の指導助言によりまして、示唆を受けると思

うのでありますが、その指導助言に拘束されなければならないということは別にならぬのであります。

○須藤五郎君 十六条にこれは関係すると思ふのでありますが、「当該行為の停止又は禁止を命ずることができ」といふふうになつております。

これは市町村の教育委員会が停止又は禁止を命ずることができるのであります。が、而もこういう権限を持つた教育委員会に対しては、上層部からいろいろいふ／＼な意見が述べられることとなり、非常に私運上いふ／＼な問題が起つて来やしないか、そういうふうなことを考へるのですか、如何ですか。

○政府委員(寺中作雄君) 市町村教育委員会の立場から十一條の条項に触れるような非常に著しい事態があつた場合に、その判断に基いて停止、禁止を命ずるのであります。その措置が客観的に見まして非常にまあ偏しておるという場合には、文部大臣或いは都道府県教育委員会からこれに対する適切な助言を与えるということでありまして、最初から指導、助言を受けるのではない、市町村のほうで判断をしてやつたことに指導、助言を与える場合もあるということを上上げたのであります。

○須藤五郎君 その二項のほうを見てもらつたらよくわかるのですが、「前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、当該行為の停止又は禁止を命ずべき旨を勧告することができる」と、勧告というようにやさしい言葉で書いておられますが、併しこれはそうじやないと思ふのです。やはり都道府県なり上級機関が町村の教育委員会に対して

これは命令を發して来ることだと思ふのです。大きな強制力と拘束力を持つた勧告だと私は思ふのです。ですから、この十一條にあるもつぱら官利を目的とした事業に対してでも、又「特定の政党その他の政治的団体の利害に關する事業を行い」といふこの条項に對しては、上は大臣から府県教育委員会、要するにそういう上級機関の意思がここに強く働く危険があるといふことを私は申し上げたいのです。ですから大臣が立派な大臣ならともかく、如何わしい大臣ができた場合は、反動的な大臣ができた場合はその反動的な大臣の意思によつてこの青年學級というものが運営されて行く。そしてそれに反した場合は上からの勧告というやうな形でこの青年學級に對して大きな弾圧が来る。そういうふうなことは考へるのですが、どうですか。

○政府委員(寺中作雄君) そういうふうな考へをお持ちになる場合もあるかと思ひますが、普通そういう弾圧をする、非常に強烈な命令を下して、町村教育委員会の意思を無視した措置をするといふやうなことは法律の面からは別に出ていないわけでありまして、飽くまで公正な運営をすることによつて正しいこの法の目的を達することができると考へております。

○須藤五郎君 大達大臣は平和運動は或る特定の政党の運動だと言つて、はつきりその委員会を答弁していらつしやる。それは山口の日報組の日記問題に關しまして私は尋ねたのですが、この日記の中で、内容で問題になつたのは平和の問題なんです。再軍備反対、戦争反対、平和を守ろうといふこの三つの運動なんです。ところがこれは特定の

の政党の運動だといふふうに認定しておるわけですから、ですから若しも青年學級で今日の平和を愛好する青年が平和を守ろうという運動をやつたときに、それに對して、今の大達大臣が特定の政治運動だといふふうに認定する危険が十分ある。ですから今まではどう思ひますか。

○政府委員(寺中作雄君) 平和運動といふ文字の上からは別にそれが必ずしも特定の政党の党是の宣伝運動であるといふふうには考へませんが、實際の場合においては明らかにこの青年學級を使つて特定の政党の党是の宣伝をしておるといふことが明らかの場合には、これはその具體的事情において判断をするわけでありまして、やはり十一條に従つてこれを禁止するのは當然であると思ひます。

○須藤五郎君 平和に二色あります。平和と二色はないわけですが、平和を守ろうといふことに何の政党色がありますか。あなたがそういうふうな平和を守ろうといふことを政党色があることと目体あなたは反動色を持つておる。あなたの心の中に平和運動に對する對抗的な意識があるからそういう言動が出る。それが私は危険だと言ふのです。戦争反対がなぜこれが政党に關係がありますか。平和を守ろうといふのは憲法の骨子じやないですか。戦争をしないといふのは日本の憲法の大綱ですよ。憲法に則つたこの大きな途を青年が守ることがなぜ一政党の關係したことになるのですか。そういうふうな解釈するあなた自体にも問題がある。大達さんはそういうふうな解釈をしていられる。それは或る特定の政党

の政治運動だ、そんな馬鹿なことはい。そんなことを言つたら日本の青年は皆非常に怒りますよ。私たち共産党は戦争反対、再軍備反対、平和運動を提唱していますよ。併し共産党の勢力が今日の日本中の青年の大多数の支持を共産党のみが得ていると私は自惚れていませんよ。だから青年學級の中で平和といふものが論議されたときに、それを一政党の行動だとしてあなたたちがそれを禁止し、又それに対して、罰則を以て臨むといふやうなことは、これは大変な問題だと思ひますが、どうですか。

○政府委員(寺中作雄君) 平和運動といふ言葉そのものは別にそういうことではないのでありますけれども、現在再軍備問題といふことを巡りまして、各政党がいろいろ政策の問題としてこの問題を論じているわけでありまして、そういう場合に平和運動という言葉を使つた場合に、やはり客観的情勢からみてこれは特定の政党の党是の宣伝であるといふふうな客観的に断定される場合はあり得ると思ふのであります。そういう事態が明瞭な場合には、やはり教育の中立性からみてこれを停止する必要があると考へます。

○須藤五郎君 今日、日本の婦人も青年も是非平和を守ろうという氣持を心の中に持つております。戦争反対は皆考へております。それが現れた場合に、それを一政党の特定の政党の宣伝行動といふふうな認定するのは、即ちあなたたちじやないですか。文部大臣じやないですか。上級機関じやないですか。そして上級機関の認定に基いてそれを下部機関にまで勧告とか何と

かという言葉を押付けるのじやないですか。これは非常に大きな危険じやありませんか。平和とか、戦争反対、再軍備反対といふのは決してこれは政治運動じやない。思想運動ですよ。政治運動じやない、そこにあなたちがたの、もの考へ方の間違いが起つて来る。

○深川タマエ君 議事進行について。共産党の須藤先生に對しては少々失礼でございますけれども、この法案に對しましては私たちも非常にたくさん質問する資料を持つてゐるのであります。恐らくほかの先生もそうだろうと思ひますけれども、もう時間もありません、まだこのほかに通したいと私自身が思つてゐる法案も残つておりますので、相成るべくは委員長におかれまして適當に一つ公平に質問の時間をお与えになるとか、或いはこの質疑はもうこれだけで、これからあたりで打切つて、次の定時制何かのほうに進むか、適當に御考慮願ひたい。

○須藤五郎君 もう一つ十七條に對して質問したいと思ふのでございませう。ここに罰則が規定されております。前條第一項の規定による命令に違反する行為をした者は、といふことなんでしょうが、命令に違反する行為をしたという判定をするのは誰が判定するのですか。又それを告発するのは誰が告発するのですか。

○政府委員(寺中作雄君) これは十一條、十六條の關係によりまして特定の政党の利害のある授業を行つた場合これを停禁止しまして、その停禁止を聞き入れなかつた場合に、聞き入れないでなおこのことを強行した場合にそれを処罰するといふ規定でございませうが、それを判定するのはこれは結局は

かといふ言葉を押付けるのじやないですか。これは非常に大きな危険じやありませんか。平和とか、戦争反対、再軍備反対といふのは決してこれは政治運動じやない。思想運動ですよ。政治運動じやない、そこにあなたちがたの、もの考へ方の間違いが起つて来る。

○深川タマエ君 議事進行について。共産党の須藤先生に對しては少々失礼でございますけれども、この法案に對しましては私たちも非常にたくさん質問する資料を持つてゐるのであります。恐らくほかの先生もそうだろうと思ひますけれども、もう時間もありません、まだこのほかに通したいと私自身が思つてゐる法案も残つておりますので、相成るべくは委員長におかれまして適當に一つ公平に質問の時間をお与えになるとか、或いはこの質疑はもうこれだけで、これからあたりで打切つて、次の定時制何かのほうに進むか、適當に御考慮願ひたい。

○須藤五郎君 もう一つ十七條に對して質問したいと思ふのでございませう。ここに罰則が規定されております。前條第一項の規定による命令に違反する行為をした者は、といふことなんでしょうが、命令に違反する行為をしたという判定をするのは誰が判定するのですか。又それを告発するのは誰が告発するのですか。

○政府委員(寺中作雄君) これは十一條、十六條の關係によりまして特定の政党の利害のある授業を行つた場合これを停禁止しまして、その停禁止を聞き入れなかつた場合に、聞き入れないでなおこのことを強行した場合にそれを処罰するといふ規定でございませうが、それを判定するのはこれは結局は

裁判官というようになると思うのでありますが、事態に応じて告発をする、事情によりまして告発をする、そういう判断をして告発するものが出て来るわけでありまして、これを告発するのは別に誰というのではございません。誰でもいいのでございます。ただこの条項はいわば禁止規定に対する権威を保持しまして、警告の意味のものでありますから、そういう事態があつたから直ちにこれを処罰するというようなことでなくして、減多に使うことはいないけれども、とにかく警告の意味を強くする意味でこの十七条がおかれておるわけでありまして。

○須藤五郎君 それではこれは判定をし、又告発するのはその地区の教育委員会がやるのではなく、誰でもができる。その青年学級の授業に対して反感を持つてゐる人がどこまでも鵜の目鷹の目で探歩いて、ちよつとでも欠点があればこれを告発する材料ということになるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 只今申しますように、この十一條に触れる行為があつて、それを市町村教育委員会がいけないと認定をして停禁止をする。そうしてそれに従わないでなおこれを続けておつた場合にこれを告発する、という関係になるわけでありまして。

○須藤五郎君 それでは今度は逆に考へて、或る市町村の教育委員会が共産党の教育委員だけで作られてゐる。そこでどう／＼と青年学級で共産主義の教育をやる。ところが共産主義を奉持してゐるところの教育委員はそれを告発しない、違法行為と判定しない。判定しなければその行為は違法として問われないということなんです。

○政府委員(寺中作雄君) 要するに十六條による停止禁止ということの命令が出て、それに従わないという事態がなければ処罰することは起りません。

○須藤五郎君 その停止を命ずるのは教育委員会でしょうか。ですから教育委員会が停止を命じなければ、あなたたちの言う客観的に見て違法行為があつても、それは処罰の対象とならないということですね。そうですね。

○政府委員(寺中作雄君) そうであります。

○須藤五郎君 公民館及び一般教育機関においてもこういう罰則的な事項があるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(寺中作雄君) それはございまして、公民館に関する法律といたしまして、社会教育法があるわけでありまして、社会教育法にこれと同様の規定があるのであります。社会教育法の第四十一條にそのことが規定されております。

○須藤五郎君 この法案を一々逐條的に審議して参りますとまだやりたいのですが、時間がないうと皆さんおつしやいますので遠慮いたしますが、非常な／＼な問題がたくさん含まれてゐると思つてゐます。十七條の罰則などは、これはどこにでも理窟を付けて、そして人を陥れることもできますし、又平和であるべき地方に対して大きな波瀾を起すこともできる、どうにでも扱える問題だと思つてゐますこれは扱ひ方によつて。ですから、こんな馬鹿げた地方の平和を破壊するような条項などというものは絶対に除くべきものだと思つてゐます。私がこの法案審議に當りまして十七條又十一條、十二條、十六條、あらゆるこういう点におきま

して大きな不満を察見し、又それに対してつとゞ質疑をいたしたいと思つてゐますが、本日はこれだけにとどめまして、又明日でもゆつくりさして頂きます。

○成瀬權治君 今須藤委員の質問にも関連するわけですが、実施機関というのは何を指すわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 本法による青年学級は市町村が開設主体となるのであります。これを実施するための機関といたしまして公民館或いは学校がこれに當る、こういう関係でござい

○成瀬權治君 第五條に開設及び実施機関というのがありますが、そこでは今言う学校とか公民館ということが一つも出てゐないわけですが、どこかの条文にあるわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 第五條第三項でございまして。

○成瀬權治君 そうしますと、今言う罰則に絡むわけですが、この公民館の職員と申しますか、職員乃至学校の職員がここにゐる第十一條の一、二、三のこういうことをした場合に罰則は付くわけであつて、そこに学んでおるところと申しますか、その青年学級へ通つておる勤勞青年がこういうことをしたつてこれは罰則は當然ない、こういうふうにして承して差支えないわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級のこの運営状態全体から見まして十一條一号二号三号に觸れるような事情があつた場合に、これを停禁止するわけでありまして、運営状況がそういう特定政党の利害に関する事業を行うというやうな状態になつてゐる原因が、特定

の講師に帰せられるというやうな場合には、その講師の人が処罰の対象となるというところもございまして、特にそういうことがない場合には、この青年学級の責任者であるところの実施機関の長が責任を持つ、こういう関係になつております。

○成瀬權治君 例へば教育基本法においても、政治教育をやらなければならぬというところが、確かに第八條から十條まで規定されてゐると思う。ですから政治教育という、これはいい意味のですね、これは先生がやつても差支えないし、或いは生徒は当然受けるべきものだし、或いは先生がきめられてゐる。ところでたまさかそういうことが進んで参りまして、特定の候補者を支持若しくは反対することを生徒会自身が、先生といふものは全然タツセせず、生徒会自身がそれを議決するとか、或いは特定の授業を支持したほうがよいのではないかというのを生徒自身がきめ

た場合には、この罰則は全然適用されない、こういうふうにして承して差支えないわけですか。

○政府委員(寺中作雄君) この青年学級に学ぶ者は大体十五歳以上の青年でありまして、若い者が多い、併し中には選挙権もあるかと思つてゐますが、大体そういう青年学級の制度の上から、その青年学級全体が特定候補者のための授業のやうな形になるということでは、実際の場合としては少いと思つてゐる。やがてこれを運用する側から仕向けて、その学級が非常に顯著な事態においてこの青年学級が誰ぞ議員のための選挙運動をやつてゐる学級だ、青年学級をやつてゐるのじや

なしに、選挙運動をやつてゐるのだというやうな、非常にひどい事態になつた場合に、これを禁止しようという趣旨でございまして、お尋ねのやうな場合も稀にはあるかと思つてゐますが、普通にはないのじやないかと考えます。

○成瀬權治君 私が非常に心配する点は、夜間部などにおいて適当な方法によつて給食をやつてもらいたいということを生徒が非常に要求するわけですね。それでそういうことを実現して

れる一人の政党の人を支持しようじやないかということ、大学の夜間部などに通つてゐる人は相當の年齢の人ですから、あるわけですね。私は青年学級はあなたがたおつしやるように十五歳以上だとはおつしやるけれども、やはり相當の年齢の人にも最後には入つてゐるのじやないかと思つてゐる。そういう場合を予想しますと、私は年中選挙運動といふことではないと思つてゐるけれども、たまさか衆議院の解散があるというやうなときに、生徒会がそういう議決を、自分らの何らかの要求をとり上げて、そういう人を、公約してくる人を支持するといふやうなことを仮りに決定したとする、併しそれは私は先生は全然それにタツチしてゐないといふやうなことになる場合に、その青年学級は禁止されるものか、或いはその点は認められるのか、この点を一つはつきりお答え願ひたい。

○政府委員(寺中作雄君) 青年学級の生徒が偶然に意思が一致して、青年学級といふことと別に、別の機会にその青年学級の生徒全体が今おつしやつたやうな決議をするというやうなことになつても、これは別に問題ではないのでありますけれども、もと／＼この青

年学級の授業全体が或る特定候補者を支持するためにできておつて、その運営が誰それ先生のための青年学級だというふうな形になつては困るという顯著な事態を取締る意味であります。

○成瀬清治君 第六条と第十八条との関連でお尋ねするわけですが、先ほど深川委員の指摘されたわけですが、十五人以上の勤労青年が、一つこういふものを設けて欲しいと、こう申請するわけですね。それに対して、三十人以上でなければ青年学級というものは開設されないわけですね。十五人以上でこのほうが申請できるということになつて、まあ非常に小さな村乃至部落を私は頭に描いてお尋ねするわけですが、何か私はここにどうも納得が行かない矛盾があると思うのです。片方では十五人で申請することができなく併し許可する場合には三十人以上のやいかな。そうすると、三十人以下のところには全然認めない、こう言つてお尋ねするわけですが、何か矛盾があるような気がするのですが、矛盾はないのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 三十人以下の青年学級を認めないというのではありませんが、国庫補助をする場合の青年学級の条件として三十人以上ということをお尋ねするのでありますが、この三十人というのは、学級運営として適切な規模であるということ、非常に人数が少なくて経費の面で経済的に持たないというふうなものであれば、これは少くとも適切な運営規模でないというわけで、三十人の基準を持つてお尋ねするわけがあります。それに対して申請する場合には、その半数の十五人が先ず最低の限度になりまして、その者

が少くともインシアティブをとつて申請をする、そうして実際の運営においては、いろいろ公示もし、募集もいたしますから、大体どの村でも三十人以上の青年学級の運営を希望する青年はいらぬものと考えますので、そこでこういうふうな基準が生まれたわけでございます。

○成瀬清治君 国庫補助の対象として三十人以上であつたほうが適切である、或いは三十人以上として一つのメドを設けなければならぬという文部省のお考えも、私はよくわかるので、私が心配する点は、実際本場に辺鄙な公民館など、小さな部落の青年をそこを却つて見てやらなければならぬ。そこで無理をして三十人以上の人が名前を書き立てて作つて、そうしてここに書いてある開設期間が一年以上であるとか何となく、学習時間数は年間百時間以上であるとか何とかいうふうな、いろいろなことになつてくるわけですが、名前だけで一向出席しないというふうな者も私は出て来ると思うのです。そういう場合には、この補助の取上げる規定や打ち切りの規定が私は適用されて来ると思うのです。もう少しこのあたりに取上げ、こういう十八条の第一項というものは私は重要な一つの標準になると思うのですが、市を運営の上において当局は考えておるかどうか。

○政府委員(寺中作雄君) 現在の町村の規模におきまして、その町村に住んでおる青年の数の多いものを大体考えてみますと、その村全体をいたしまして、青年学級の教育を受けるに適する青年が三十人以上で経営がでないというふうなところは普通ないと思うの

でありまして、部落的に、小さな学、或いは小さな部落というもので考えますれば、五人とか三人とかいう場合もありましようが、村として考えた場合には大体三十人以上はできる。そこで、活動は部落的にやつておられるけれども、村としては三十人の青年学級ということに申請するということ、まあ大体どの村でもこれは国庫補助は受け得る条件にあると考えております。

○成瀬清治君 どうも私の頭に描いておる村や町がいけないのかも知れませんが、私なんか愛知県に例をとりますと、殆んど村に定時制高校があるわけなんです。定時制高校があつて、そこへ通えない。非常に距離が二里も三里も片道であるというところ、私は、私は一つの青年学級を作ろうじやいかないかというふうなことになる、やはり三十人というのは、単位としては私はこれを固執されると、仮に二十八人だ、二十七人だということ、できなくなつてしまふ。そういうところに対して、やはり取上げ三十人とはなつておられるけれども、そういうようなところについては実情を考慮してやる意思があるのかないのかと、こういうお尋ねをしておるわけでありまして。

○政府委員(寺中作雄君) そういう点につきましましては十分実情に副うた運営をいたしたいと考えます。

○須藤五郎君 私一点だけ質問する点をお忘れしたので、補足して頂きたいと思ひます。先ほど局長は十七条の罰則のところ、判定をしなければならぬ、ならないかという私の質問に対して、ならないというお答えだつたのです。そこで私は、教育委員会が共産党の勢力下にあつて、青年学級で共産党の教育をやつた場合でも教育委員会は問題にしないのかと聞いた、しないとおつしやつた。これは所を覚えて言えば、右翼の人たちが、自由党の教育委員会が自由党の政治教育を青年学級でやつても、それを判定しなければこれは罪にならないかということになると思ふのです。まあその場合のほうが多いわけですね。私たちはその場合のほうをむしろ懸念をするわけですが、そうすると判定をしなければ罪にならないというあなた

の言葉と、十一條の「特定の政党その他の政治的団体の利害に關する事業を行い、又は公私の選挙に關し特定の候補者を支持し若しくはこれに反對すること」というこの禁止事項との矛盾をどういうふうにして処理するのですか。

○政府委員(寺中作雄君) この十一條の各号は、いずれも判定の問題でありまして、町村委員会がその判定しなければ停禁止もいたしませんし、停禁止がなければ処罰もないわけでありまして。そういう意味で只今申し上げましたような御答弁をしたわけでありまして。

○須藤五郎君 そこでだね。判定をしなければこれは禁止されないというの、十一條の条項とは相反したことが公然と現われるという結果になるのです。それでしよう。それをあなたたちはどう処理しようのですか、そこで。

○政府委員(寺中作雄君) ですから、十一條のような事態につきまして町村委員会が何れも処置をしない場合に、十二條によりまして文部大臣或いは都道府県教育委員会から助言をするという場合もあり得るわけでありまして。

○須藤五郎君 そこで僕は、助言に拘束力や強制力が加わりはしないかという質問をしたわけですが、ところが、そうではない、単なる助言で、拘束もしなければ強制もしないのだというあなた答弁をした。拘束もしない、強制もしない、大臣が言うたつてこの十一條の内容というものは変化されない、それでしよう。そうすれば、教育委員会が判定しなければ政治活動は自由なんです。それで、罰則もなければ、十一條もこれは無視されることになるのです。そうして今日の情勢では、僕の心配する、いわゆるあなたの言う愛国心的な帝國主義的、軍國主義的な教育がこの機關を通じてなされようとするのです。そうして、それはその地方の教育委員会が判定をしないというところで看過されて、右翼的な、自由党的な政治教育は自由になされるというやんやんと開いてあるのだ。そうして、それは平氣で行われる、そういう馬鹿げたことがこの条項に考えてちやんと用意されておるという点を僕は問題にして、先ほどから長いこと追及しておるわけですが、どうです、それに対して答弁できますか。(答弁の必要なし)と呼ぶ者あり。答弁できなければ、しな

いでもいいよ。

○政府委員(寺中作雄君) 要するに、地方教育委員会の公正なる判断に信頼をしております。

○須藤五郎君 冗談じやない。教育委員会神様じやない、教育委員会は、皆政党的な立場を持った人たちが多いのです。その人たちが自分の政党に有利な教育をすることをどうして禁止しますか、そういう認定のし方では法案の

説明にならないのです。あなたのそれは勝手な説明に過ぎない。一人勝手な説明に過ぎない。(答弁の必要なし)と呼ぶ者あり)

○成瀬權治君 補助の場合ですが、私は一つの基準などというものは政令で定められるのではないかと思うのです。これを突は随分でないから私はわからないのですが、政令で定められるのですか基準というものは。

○政府委員(寺中作雄君) 只今補助の範囲は政令で定めることにいたしております。補助の対象となる経費の範囲を政令で定めることにいたしております。

○成瀬權治君 そうしますと、公民館など私はやはり対象の一つだと思えます。或いは職員数とか。ですから一つの町村が非常に大きなものを作り、大きな職員組織と申しますか、学級になりましたも、その三分の一というものは無条件で大体やつていくつもりで、前々からありました産業教育振興法などでも県が半分負担するなら国は無条件で半分出すというようなことを言っておられる。併し言葉の上においてはやはり予算の範囲内というものが付いておる。それを盾にとつて県が仮に五千万円出すとしても、国はそれに対して五千万円は応ぜなくて三千万円しか出せないというのが私は実情だと思ふのです。今回もやはりそういうような心配が私は非常にありはしないかということをお聞きしておるわけですが、局長は心にそういうことを十分予想して、やはり予算の範囲内でその運営に要する経費の三分の一を補助する、こういうことを願つておるの、やはりこういう重大問題であるから、

青年学級を置くようなところは本当に恵まれないところの私は山間僻地の農村の子が多いと思うのです。従つて村も非常に貧弱な村だと思ふのです。そういうところが熱意を持つてやろうとする、そうして三分の二をくれて、こう思つて計画を立て、それに対して予算も計上してみた、そうしたら国は三分の二くれないかたつたということが多いと思ふのです。局長はそういうことを十分予想してこの十八条の条文を譬いておるのかどうか、そうじやなくて本當に向うがこれだけ要る、こう言つたものに対して無条件に三分の二を出す用意があるのかどうか。

○政府委員(寺中作雄君) 只今のお話は三分の一なのでありますが、ここにもありますように予算の範囲内で運営に要する経費の三分の一以内を補助するとなつておりました、お話のように實際かかる経費の三分の一は必ず補助するということにしたいのであります。予算の關係がございますから、必ずしもそれは行かないかと思ひますが、できるだけ三分の一に近い額を補助して行きたいと考えております。

○成瀬權治君 振興法というものは私はやはりこういう特に青年学級を設けるとかいうところは、先ほど私が申しましたように、本當に山間僻地のところで貧弱なところなんです。それを十八条には三分の一以内となつておる、而も予算の範囲内だ、だからそういうことに応ぜられないのだというやうなことでたつたらば私は大変なことになると思ふのですが、昭和二十七年に計上された七月以降三月までの七千三百万円というものは、今現在あるところに対しての大体三分の一を指しておるの

か、相當なここに余裕がある、この七千三百万円というのはどうしてなるのかお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 七千三百万円の積算の基礎をいたしましては、一学級の経費を二万四千円と見ておりまして、その三分の一の八千円ということで一万一千学級分を計上しております。

○木村守江君 今、本会議のベルも鳴りましたし、この程度で法案に対する質疑の打切りをいたしたいと思ひますが……(それは駄目だよ「賛成」と呼ぶ者あり) こういう動議を提出いたします。

○深川タマエ君 今日これで止むを得ず打切りですが、これで承知なされない先生があるやうで、局長さんの答弁もなか／＼御立派でございますけれども、青年学級というものは日本の文教政策の非常に重要な役割を勤めますので、やはり予算も組んでおりますので、成るべく文部大臣の出席もしてもらいませんと困りますので。(賛成)と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) 只今の木村君の動議に賛成の声がありまして、まあやかましく言えば動議は成立いたしております。採決してどうしようというのどうかと思ひますが、

ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。本日はこれを以つて散会いたします。

午後六時四十七分散会

昭和二十八年九月十七日印刷

昭和二十八年九月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局